

<p>所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準第四百二十二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いてい</p>	<p>こと。</p>
--	------------

<p>居宅サービス基準附則第四条第二項の規定に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定短期入所療養介護を行う病棟に指定居宅サービス基準附則第四条第一項及び第六条の規定により読み替えて適用される指定居宅サービス基準第四百二十二条並びに指定居宅サービス基準附則第四条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いてい</p>	<p>こと。</p>
---	------------

ハ 診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び短期入所療養介護費の算定方法

指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

ハ 診療所である指定短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び短期入所療養介護費の算定方法

指定短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数	厚生労働大臣が定める短期入所療
-----------------	-----------------

厚生労働大臣が定める利用者の数	厚生労働大臣が定める短期入所療
-----------------	-----------------

の基準	養介護費の算定方法
<p>指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

の基準	養介護費の算定方法
<p>指定短期入所療養介護を行う病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに痴呆対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定痴呆対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに痴呆対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定痴呆対応型共同生活介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

の基準	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数</p>	<p>厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定</p>

の基準	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数</p>	<p>厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法</p>
<p>施行規則第二百二十二条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。</p>	<p>指定居宅サービス介護給付費単位数の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定</p>

	する。
ロ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
六 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入所者生活介護費の算定方法	
指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める看護職員又	厚生労働大臣が定める特定施設入

	する。
ロ 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における痴呆対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める痴呆対応型共同生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五十七条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
六 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入所者生活介護費の算定方法	
指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入所者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める看護職員又	厚生労働大臣が定める特定施設入

は介護職員の員数の基準	所者生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百七十五条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法	
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設

は介護職員の員数の基準	所者生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百七十五条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
七 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護福祉施設サービス費の算定方法	
イ 指定介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。	
厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）別表第一指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設

項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。

サービス等介護給付費単位数表（という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算

項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあっては、入所定員に二を加えて得た数）を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。

サービス等介護給付費単位数表（という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算

定する。ただし、平成十七年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条」とあるのは、「指定介護老人福祉施設基準附則第二条並びに指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇号。以下「新指定介護老人福祉施設基準」という。）附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第二条」とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第二条」とあるのは、「新指定介護老人福祉施設基準附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第二条」とする。（ケアや水経産相資）

定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」とい	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用い

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法
指定介護老人福祉施設の人員、設備又は運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）附則第一条及び第三条の規定により読み	指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用い

う)第二条に定める員数を置いていないこと(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。))である場合にあつては、当該施設のユニット部分(指定介護老人福祉施設基準第五十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。)以外の部分について、指定介護老人福祉施設基準第二条第二項第三号イ及び第六号に定める介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む)

て、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

替えて適用される同令第二条に定める員数を置いていないこと。

て、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

へ)指定介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模生活単位型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「指定介護老人福祉施設基準第二条」とあるのは、

「新指定介護老人福祉施設基準附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護老人福祉施設基準第二条」とする。(以下本表略(指費))

<p>厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める介護福祉施設サービス費の算定方法</p>
<p>常勤換算方法で、入所者の数の合計数が三又はその端数を増すことに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は、指定介護老人福祉施設基準第三条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。(当該指定介護老人福祉施設が一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設である場合にあっては、指定介護老人福祉施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は、当該施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該施設のユニット部分の入所者の数の合計</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>

計数が三又はその端数を増すこと  
に「以上の介護職員又は看護職員  
の数を置いていない場合を含  
む。」

ハ 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並び  
に介護保健施設サービス費の算定方法

イ 介護老人保健施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基  
準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表  
の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数 の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施 設サービス費の算定方法
施行規則第五百二十六条第一項の規 定に基づき都道府県知事に提出し た運営規程に定められている入所 定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単 位数表の所定単位数に百分の七十 を乗じて得た単位数を用いて、指 定施設サービス等に要する費用の 額の算定に関する基準の例により 算定する。

ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業  
療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準

ハ 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び医師等の員数の基準並び  
に介護保健施設サービス費の算定方法

イ 介護老人保健施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基  
準に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表  
の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数 の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施 設サービス費の算定方法
施行規則第五百二十六条第一項の規 定に基づき都道府県知事に提出し た運営規程に定められている入所 定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単 位数表の所定単位数に百分の七十 を乗じて得た単位数を用いて、指 定施設サービス等に要する費用の 額の算定に関する基準の例により 算定する。

ロ 介護老人保健施設の医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業  
療法士又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準

に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の  
下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十七年三月三十一  
日までの間は、同表の上欄中「介護老人保健施設の人員、施設及び設  
備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号。以下「介  
護老人保健施設基準」という。）第二条」とあるのは、「介護老人保  
健施設基準附則第二条並びに介護老人保健施設の人員、設備及び運営  
に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇  
号。以下「新介護老人保健施設基準」という。）附則第二条及び第三  
条の規定により読み替えて適用される介護老人保健施設基準第二条」  
とし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「介護老人  
保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年  
厚生省令第四十号）」とあるのは、「新介護老人保健施設基準附則第  
二条及び第三条の規定により読み替えて適用される介護老人保健施設  
基準第二条」とする。（カアマネ経過措置）

に該当する場合における介護保健施設サービス費については、同表の  
下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護 職員、介護職員、理学療法士、作 業療法士又は介護支援専門員の員 数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施 設サービス費の算定方法
介護老人保健施設の人員、施設及 び設備並びに運営に関する基準 （平成十一年厚生省令第四十号）	指定施設サービス等介護給付費単 位数表の看護職員及び介護職員の 配置に応じた所定単位数に百分の

厚生労働大臣が定める医師、看護 職員、介護職員、理学療法士、作 業療法士又は介護支援専門員の員 数の基準	厚生労働大臣が定める介護保健施 設サービス費の算定方法
介護老人保健施設の人員、施設及 び設備並びに運営に関する基準 （平成十一年厚生省令第四十号）	指定施設サービス等介護給付費単 位数表の看護職員及び介護職員の 配置に応じた所定単位数に百分の

第二条に定める員数を置いていないこと。	七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
---------------------	--

附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条に定める員数を置いていないこと。	七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
---	--

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

九 厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

イ 病院である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護療養施設サービス費の算定方法

(1) 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百二十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第百二十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。ただし、平成十八年三月三十一日までの間は、同表の上欄中「同条に定める員数の介護支援専門員」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第〇〇号。以下「新指定介護療養型医療施設基準」という。）附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第二条に定める員数の介護支援専門員」と、「第二条に定める員数の介護支援専門員」とあるのは、「新指定介護療養型医療施設基準附則第二条及び第三条の規定により読み替えて適用される指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員」とする。（（ア）アネキ（注））

(2) 指定介護療養型医療施設の医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に	指定居宅サービス介護給付費単位

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に	指定施設サービス等介護給付費単位

所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること。

数表の病院療養型病床群短期入所療養介護費(別)又は痴呆疾患型短期入所療養介護費(別)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護療養型医療施設において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用される同令第二条及び同令附則第二条第二項に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同令附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第一条第三項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同令附則第一条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第二条第二項に定め

位数表の療養型介護療養施設サービス費(別)、痴呆疾患型介護療養施設サービス費(別)又は介護力強化型介護療養施設サービス費(別)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

指定施設サービス等介護給付費単

る員数の看護職員及び介護職員を置いていること。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第一条第一項及び第三条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令附則第一条第一項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同令附則第一条第一項及び第五条の規定により読み替えて適用される同令第二条並びに同令附則第二条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと。

指定施設サービス等介護給付費単

<p>条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。</p>	<p>位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設基準第二条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>

<p>設備及び運営に関する基準附則第一条第一項及び第三条の規定により読み替へて適用される同令第二条並びに同令附則第三条の規定により読み替へて適用される同令附則第二条第二項に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと。</p>	<p>位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
<p>指定介護療養施設サービスを行う病棟に指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第一条第一項及び第五条の規定により読み替へて適用される同令第二条並びに同令附則第二条第一項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていないこと。</p>	<p>指定施設サービス等介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する</p>
<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護療養型医療施設</p>

<p>基準第二条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同条に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いておらず、これらの規定に定める看護職員員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>	<p>費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	--------------------------------

<p>の人員、設備及び運営に関する基準附則第二条第一項の規定により読み替へて適用される同令第二条及び同令附則第二条第二項に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、同令附則第二条第一項及び第三条の規定により読み替へて適用される同令第一条並びに同令附則第三条の規定により読み替へて適用される同令附則第一条第二項に定める員数の介護支援専門員を置いており、かつ、指定介護療養施設サービスを行う病棟に同令附則第二条第一項及び第五条の規定により読み替へて適用される同令第一条並びに同令附則第二条第二項に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、これらの規定に定める看護職員員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること。</p>	<p>費用の額の算定に関する基準の例により算定する。</p>
---	--------------------------------



ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法  
 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第三百二十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 診療所である指定介護療養型医療施設に係る厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準及び介護療養施設サービス費の算定方法  
 指定介護療養型医療施設の月平均の入院患者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護療養施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入院患者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護療養施設サービス費の算定方法
施行規則第三百二十八条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入院患者の定員を超えること。	指定施設サービス等介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。